

銀行持株会社

銀行を子会社とする(独禁法上の)「持株会社」

※ 「持株会社」とは、「国内の子会社の株式取得価額の合計額の当該会社の総資産の額に対する割合が百分の五十を超える会社」(独占禁止法第9条)

【議決権保有制限】
銀行持株会社とその子会社の合算で国内事業会社の15%超の議決権保有を禁止



銀行

(注1)

金融機関

(証券、保険、信託等)

外国金融機関

(銀行、証券、保険、信託等)

金融関連業務会社

銀行、証券、保険、信託業務に付随し、又は関連する業務を営む会社

(例) 銀行代理業務、イスラム金融、クレジットカード・割賦業務、リース業務、投資助言業務、ベンチャーキャピタル、経営相談等

従属業務会社

主として銀行持株会社又はその子会社の営む業務のために、その業務の基本に関わることのない業務を営む会社

(例) 営業用不動産管理業務、事務用品購入・管理業務、システム関連業務、ATM保守点検業務、労働者派遣等

投資専門子会社

(ベンチャーキャピタル会社)

商品現物取引会社

一般事業会社

銀行の子会社

(銀行持株会社の子会社の範囲とほぼ同様。ただし、商品現物取引会社は子会社とすることができない。)

業務範囲外海外子会社

認可制の下、5年以内に限り保有可能(その後は1年毎の承認)(注2)

ベンチャー
ビジネス会社
事業再生会社

【議決権保有制限の例外】
但し、一般事業会社との区分を図るため、詳細な要件(例えば、ベンチャービジネス会社の場合、非上場、中小企業者、設立後年数、研究費、研究者数等の要件)

(注1) 銀行は、その子会社と合算して国内事業会社の5%超の議決権保有が禁止されている。

(注2) 外国において子会社対象会社を買収する場合に限る。外国の金融関連業務会社、外国の従属業務会社についても同様。